独立行政法人情報通信研究機構	—	14	—	14	2	16	—	26	—	26	2	28
（地方公共団体）												
地方公共団体	43,390	—	—	43,390	115,586	158,976	39,340	—	—	39,340	102,504	141,844
（特殊会社等）												
東日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	365	365	(600) 2,138	2,503
首都高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	122	122	(400) 1,301	1,423
中日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	579	579	(1,500) 3,392	3,971
西日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	364	364	(600) 2,139	2,503
阪神高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	35	35	(250) 422	457
関西国際空港株式会社	—	—	180	180	(683) 1,026	1,206	—	—	155	155	(426) 843	998
中部国際空港株式会社	—	—	168	168	(29) 423	591	—	—	146	146	(26) 168	314
株式会社日本政策投資銀行	3,000	—	3,500	6,500	(3,000) 18,500	25,000	3,200	—	3,300	6,500	(2,400) 8,500	15,000
株式会社産業革新機構	—	90	—	90	5,010	5,100	—	400	—	400	50	450
合計	135,057	974	47,538	183,569	(55,767)		119,918	1,138	37,576	158,632	(53,507)	

財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

(注)　1．「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭48法７）第５条第２項第１号、第２号及び第３号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2．「21年度」欄は、21年度当初計画額である。

3．「自己資金等」欄の（　）書は、財投機関債（独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を内書したものである。

4．「独立行政法人国際協力機構」の有償資金協力業務に係る予算については、「独立行政法人国際協力機構法」（平14法136）第21条の規定により、国会の議決を経ることとされている。

5．「中部国際空港株式会社」とは、「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」（平10法36）第４条第１項の規定により指定された法人をいう。

6．「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

⑵　財政投融資原資見込

（単位：億円）

	22年度	21年度
財政融資	135,057	119,918
財政融資資金	135,057	119,918
産業投資	974	1,138
財政投融資特別会計投資勘定	974	1,138
政府保証	47,538	37,576
政府保証国内債	41,738	32,576
政府保証外債	5,800	5,000
合計	183,569	158,632

(注)　1．21年度欄の金額は、当初計画額である。

2．財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、22年度において、財政投融資特別会計国債155,000億円の発行を予定している。